

1 国土交通省及び観光庁の国民の保護に関する計画を次のとおり変更する。

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 応急の復旧等に関する備え</p> <p>第12節～第13節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節～第11節 (略)</p> <p><u>第12節</u> <u>NBC攻撃による災害への対処</u></p> <p><u>第13節</u> 安否情報の収集</p> <p><u>第14節</u> 国民との連携等</p> <p>第4章～第8章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第1節～第10節 (略)</p> <p>第11節 応急の復旧に関する備え</p> <p>第12節～第13節 (略)</p> <p>第3章 (略)</p> <p>第1節～第11節 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>第12節</u> 安否情報の収集</p> <p><u>第13節</u> 国民との連携等</p> <p>第4章～第8章 (略)</p>

第1章 総則（略）

第2章 平素の備え

第1節～第5節（略）

第6節 所管する施設の安全確保に関する備え

1（略）

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え

○（略）

○（略）

○国土交通省は、水道施設及び下水道施設について、代替性を確保するため、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○（略）

第7節～第10節（略）

第11節 応急の復旧等に関する備え

○国土交通省は、武力攻撃事態等において、所管する施設及び設備の応急の業務及び復旧を行うため、それぞれ自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

○国土交通省は、武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急業務・応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

第1章 総則（略）

第2章 平素の備え

第1節～第5節（略）

第6節 所管する施設の安全確保に関する備え

1（略）

2 生活関連等施設以外の所管する施設の安全確保に関する備え

○（略）

○（略）

○国土交通省は、下水道施設について、代替性を確保するため、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設のネットワーク化、重要幹線の二条管化等を推進するものとする。

○（略）

第7節～第10節（略）

第11節 応急の復旧に関する備え

○国土交通省は、武力攻撃事態等において、所管する施設及び設備の応急の復旧を行うため、それぞれ自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

○国土交通省は、武力攻撃事態等において、応急復旧用資機材の確保や応急復旧工事等について、関係機関との相互支援や関係団体等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。

とする。

第12節～第13節 (略)

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節～第11節 (略)

第12節 NBC攻撃による災害への対処

○国土交通省は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずるものとする。

第13節 安否情報の収集

○安否情報を収集した場合又は所管する事業者等から安否情報の提供があった場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第14節 国民との連携等

○国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合に

第12節～第13節 (略)

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節～第11節 (略)

(新規)

第12節 安否情報の収集

○安否情報を収集した場合又は所管する事業者等から安否情報の提供があった場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

○安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

第13節 国民との連携等

○国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合に

は、要請に応じて協力する者に対し当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- ボランティアの協力が得られる場合には、武力攻撃事態等の状況を踏まえつつ、ボランティアの安全を十分に確保する観点からボランティア活動の適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用に努めるものとする。
- 政府対策本部が作成した海外からの支援の受入計画に基づき、適切に当該支援の受け入れを行うものとする。

#### 第4章 応急の復旧 (略)

##### 第1節 (略)

##### 第2節 ライフライン施設の応急の復旧

- 国土交通省は、水道施設及び下水道施設の災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)及び下水道事業者が速やかに応急の復旧を行えるよう支援するものとする。
- 国土交通省は、水道施設及び下水道施設の速やかな機能回復を支援するため、可能な限り応急の復旧に係る手続を簡素化するものとする。
- (略)

##### 第3節 (略)

は、要請に応じて協力する者に対し当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

- ボランティアの協力が得られる場合には、武力攻撃事態等の状況を踏まえつつ、ボランティアの安全を十分に確保する観点からボランティア活動の適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用に努めるものとする。
- 政府対策本部が作成した海外からの支援の受入計画に基づき、適切に当該支援の受け入れを行うものとする。

#### 第4章 応急の復旧 (略)

##### 第1節 (略)

##### 第2節 ライフライン施設の応急の復旧

- 国土交通省は、下水道施設の災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、必要に応じ、下水道事業者が速やかに応急の復旧を行えるよう支援するものとする。
- 国土交通省は、下水道施設の速やかな機能回復を支援するため、可能な限り応急の復旧に係る手続を簡素化するものとする。
- (略)

##### 第3節 (略)

<p>第5章 復旧等に関する措置</p> <p>第1節 国民生活安定のための措置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><u>○国土交通大臣は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときであつて、必要があると認められる場合には、都道府県知事に対して、水道法（昭和32年法律第177号）第40条第1項の事務を行うことを指示するものとする。</u></p> <p><u>○都道府県知事が水道法第40条第1項の事務を行うことができないと国土交通大臣が認める場合には、国土交通大臣は、同条第1項及び第3項の規定に基づき、水道事業者等に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者等に供給すべきことを命ずる。また、関係する水道事業者が複数の都道府県にまたがる場合においても、国土交通大臣が必要な措置を行う。</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p>	<p>第5章 復旧等に関する措置</p> <p>第1節 国民生活安定のための措置</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p>○ (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2節 (略)</p> <p>第6章～第8章 (略)</p>
--	--

2 前項の国民の保護に関する計画の変更は、令和6年4月1日から施行する。